

# 平成30年度 第1回 海外見本市出展助成金 募集要項

## 1. 目的

この制度は、大田区内の中小企業者（会社又は個人）及びそのグループが、海外市場に展開する足掛かりとして海外で開催される見本市等に出展する際に、必要な費用の一部を助成することにより海外取引拡大を促進することを目的としています。

## 2. 助成対象者

### (1) 中小企業者単独の場合

全ての申請者が以下の①～④を満たすことが必要です。

また、製造業者についてはさらに⑤又は⑥を満たすことが必要です。

① 区内に本社又は事業所を有する中小企業者であること。

（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。  
下表参照。）

業種	中小企業法の定義
製造業、建設業、 運輸業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

② 風俗営業法（昭和23年日法律第122号）第2条第1項に規定する営業を行っていない者。

③ 前年度の税金を滞納していない者。

④ 大田区暴力団排除条例（平成24年大田区条例第38号）に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※以下は製造業者のみ

⑤ 区内に製造現場（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する工場認可を取得した工場）があること。

⑥ 区内に製造現場（同上）を有さない中小企業者にあつては、外注費用に占める区内発注率が30%以上であること、又は、それを達成する見込みがあること。なお、区内に本社以外の事業所等を有する場合は、その区内事業所における販売額に占める外注費総額の30%以上を区内企業に発注しているか、それを達成する見込みがあること。

### (2) 中小企業者グループの場合

以下の①～④を満たすことが必要です。

- ① 産業クラスターの形成に寄与するグループであること。産業クラスターとは、区内の中小企業者を中心として、相互の連携・競争を通じて新たな付加価値を創出することにより産業集積が進む状態のことをいいます。
  - ② グループの構成員のうち 2 分の 1 以上が大田区に本社又は事業所（支社、営業所、工場、研究所・部門）を有する中小企業者であり、うち 1 社が代表（以下、「代表企業という」である 2 社以上のグループであること。
  - ③ 大田区に事業所を有する中小企業者等にあつては、上述の（1）①～④に掲げる条件をすべて満たすこと。
  - ④ ③に該当しない構成員は、各所在地の都道府県が定める暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。また風俗営業法（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する業種の店舗を営んでいないこと
- ※ 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条（中小企業団体等の種類）に該当する団体も中小企業者グループと認めます。

### 3. 助成の対象となる事業

海外における販路拡大や事業提携先開拓等を目的として、当年度に開催される海外の見本市や展示会へ出展する事業とします。2の助成対象者（申請者）がその海外現地法人と共同で海外現地法人名で出展する場合も含まれます（海外現地法人名で出展する場合の支出については注意が必要です。「9. 実績報告書の提出言つて（2）添付書類」の欄を良くご確認ください）。

ただし、下記に該当する見本市・展示会は対象外とします。

- （1） その場で販売することを主目的としたもの
- （2） 広く一般に公開されていないもの
- （3） 大田区又は当協会主催のもの
- （4） 大田区又は当協会から助成を受け出展しているもの（協会が取りまとめて共同出展するものを含む）
- （5） 申請日時点で開催中又は終了しているもの

### 4. 助成の対象となる経費

海外見本市出展にかかる以下の経費を対象とします。

但し、実績報告書提出までに支出を完了したものであって、かつ実績報告書提出時に支出を証明する書類を提出できることが条件となります。実績報告書は、原則として、事業完了後 50 日以内又は当年度 3 月末日のいずれか早い日までに提出していただきます。

(1)出展料（小間料）	<p>見本市・展示会に出展するために支払う出展小間料</p> <p>&lt;注意事項&gt;  ※助成対象者（申請者）以外の第三者が一括して借り上げた小間の中に出展し、応分の費用負担をする場合  （例：代理店等が借り上げた小間に出展する等）  小間の使用面積、費用負担割合、支払い方法について確認できる書類（契約書など）及び正規の小間料金が記載された展示会の募集要項、展示会の配置図等が必要となります。また、助成対象経費は、妥当性のある按分（使用面積等）により算出された額となります。その他、「7. 交付条件」を満たす必要があります。</p>
(2)小間装飾費用	<p>主催者や業者に委託して出展小間を装飾する経費</p> <p>&lt;注意事項&gt;  ※主催者が認める専門の業者に委託するものに限りません。個別に購入して装飾するものや、展示パネル等は対象となりません。</p>
(3)備品リース費用	<p>出展小間内で使用する備品のリース費用</p> <p>&lt;注意事項&gt;  ※主催者が認める専門の業者からリースする展示台や商談テーブル、追加照明、ディスプレイ等に限りません。</p>
(4)通訳費用	<p>出展時の商談等に必要な通訳を依頼する費用</p> <p>&lt;注意事項&gt;  ※通訳を生業とする業者又は個人に、見本市期間中に委託するものに限りません。</p>
(5)国際輸送費用	<p>展示品等、見本市出展のために必要な物品の国際輸送費用（海上輸送、航空輸送）</p> <p>&lt;注意事項&gt;  ※国際輸送を伴わない日本国内のみ、及び開催国内のみの輸送費は対象外です。  ※輸出入に伴って発生する輸入関税、輸入消費税は対象外です。  ※B/L 又は Air Waybill、インボイスの各コピーの提出が必要です。</p>
(6)その他	<p>理事長が認める経費</p>

## 5. 助成率及び助成限度額

40万円を上限とし、当協会と海外見本市へ共同出展した回数及び本助成金の交付を受けた回数により、助成対象経費の2/3～1/3を助成します（下表参照）。

- 注 1) 平成28年3月31日以前に、協会と共同出展した海外見本市については、その回数に関係なく1回と数えるものとします。
- 注 2) 協会が主催した見本市及び対象経費の全額を企業が負担した共同出展については出展回数には含めません。

海外見本市出展助成金交付を受けた回数 及び 協会との海外見本市共同出展回数（通算）	出展者への助成割合
初めて	対象経費の2/3
2回目	対象経費の1/2
3回目から7回目まで	対象経費の1/3
8回目以上	助成無し

## 6. 申請方法及び提出書類

### (1) 受付期間

平成30年4月23日（月）～5月11日（金）  
午前9時～午後5時まで

### (2) 申請方法・申請先

上記期間内に、必ず事前に電話にてご連絡の上、下記提出書類をご持参ください。  
大田区南蒲田1-20-20 産業プラザ PiO3階  
（公財）大田区産業振興協会 ものづくり取引促進担当  
Tel： 03-3733-6404

### (3) 提出書類

① 海外見本市出展助成金交付申請書（第1号様式）

② 添付書類（下表参照。法人・個人事業主のうち該当する方を添付してください。）

法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社概要（会社案内、パンフレット等）</li> <li>● 履歴事項全部証明書（発行3ヵ月以内のもの）</li> <li>● 納税証明書（法人事業税、法人住民税）</li> <li>● 見本市の概要（開催日、場所、出展費用）がわかるもの</li> <li>● その他理事長が必要と認める書類</li> </ul>
個人 事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経歴書</li> <li>● 事業所の所在が分かるもの（開業届の写し、所得税確定申告書の写し、賃貸契約書の写しのいずれかひとつ）</li> <li>● 個人事業税納税証明書</li> <li>● 住民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）</li> <li>● 見本市の概要（開催日・場所、出展費用がわかるもの）</li> <li>● その他理事長が必要と認める書類</li> </ul>

中小企業者グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループの事業概要（事業の概要が分かるもの。規約等。）</li> <li>● グループを構成する各企業の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの、個人事業者の場合は事業所の所在が分かるもの（上記参照）</li> <li>● 大田区に本社又は事業所を有する構成員の納税証明書（法人事業税、法人都民税。個人事業者の場合は個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書。上記参照。）</li> <li>● 見本市の概要（開催日、場所、出展費用がわかるもの）</li> <li>● その他理事長が必要と認める書類</li> </ul>
-----------	--

## 7. 助成金の交付条件

助成金の交付を受ける場合には、以下の条件を満たしていただく必要があります。

- (1) 対象展示会において、自社の出展小間内において協会が支給する大田区産業の紹介パンフレット等を陳列する等、大田区産業の宣伝PRを実施すること。ただし、採択日までの間に会期が終了する見込みの見本市について申請する場合も同様とする。
- (2) 商談結果等、成果について協会が実施する調査に協力すること。
- (3) 出展事業完了後に実績報告書を提出すること。
- (4) 助成金交付の決定や出展の様子等について、協会ホームページや協会が発行する産業情報誌等へ掲載することについて同意すること。
- (5) 出展小間に助成対象事業者（申請者）の社名又は助成対象者の海外現地法人の社名が掲示されること。中小企業者グループの場合は、グループ名、代表企業名、各構成員の社名のいずれかが掲示されること。
- (6) 助成対象事業者は、会期中は会場においてブース運営にあたること。

## 8. 審査・採択

- (1) 審査方法  
ご提出いただいた書類による審査を行います。必要に応じて、電話又は面談によるヒアリングを行います。
- (2) 審査の視点  
見本市の妥当性（親和性、規模等）、出展の目的・目標、事業の計画性、効果見込み
- (3) 審査結果の通知  
採択、不採択に関わらず申請者へ書面で結果を通知します。通知の時期は6月中旬を予定しています。

## 9. 実績報告書の提出について

見本市出展事業が完了したときは、原則として見本市最終日から50日以内あるいは当年度の3月末日いずれか早い日までに、「海外見本市出展事業実績報告書」（第4号様式）を提出いただきます。

なお、採択通知日の時点で既に会期が終了している見本市については、採択通知日以降50日以内に「海外見本市出展事業実績報告書」（別記第4号様式）を提出いただき

ます。

(1) 外貨の円換算について

- ① 海外送金で支払った場合は、銀行の送金明細書等に基づき円額（振込手数料は除く）を支出額として記入してください。
- ② 現地で現金払いをした場合など、領収書が外貨建てとなっている場合は、領収書日付の TTS 為替レート等、客観的な確認が可能な方法により計算し、支出額として記入してください。

(2) 添付書類

海外見本市出展事業実績報告書には、下記の書類を添付してください。

① 助成対象経費の支出を証明する書類（写し可）

- ・見積書又は契約書（注文書）、請求書等、請求金額を確認できるものひとつ
- ・送金明細書、振込控、領収書等、支出額を確認できるものひとつ
- ・国際輸送費が対象経費に含まれる場合には、B/L 又は Air Waybill 及びインボイスの写し（往復輸送の場合は往復分）

<注意>

海外現地法人からの支出を示す書類は、助成金の交付を受けるための証憑書類とは認められませんのでご注意ください。

② 出展の様子がわかる写真

社名版が写った全体写真、大田区産業の PR 状況が写ったもの

- ③ 第三者が一括して借り上げた小間に出展した場合は、共同出展であることがわかる全体写真及び双方間の契約内容を確認できる書類も添付してください。
- ④ その他、理事長が必要と認める書類。

## 10. 助成金交付額の確定と交付時期

助成金は、事業完了後に提出される実施報告書に基づいて審査を行い、採択時の金額を上限として交付額を確定した後に、お支払いいたします。助成金交付額確定通知書を交付しますので、交付請求書を提出してください。

## 11. 事業計画の変更について

申請時の事業計画を変更しようとするとき、もしくは予定期間内に事業が完了しないときには、事前に承認が必要です。

## 12. 採択後の辞退について

助成金交付の対象として採択された後に、何らかの理由によりこれを辞退しようとするときは、採択辞退届を提出してください。

## 13. 助成金交付決定の取り消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、その場合、既に助成金が交付されているときは期間を定めて返還していただきます。

- (1) 助成対象事業者が対象事業を中止したとき、又は事業所を大田区外へ移転したとき。
- (2) 対象事業が中止、又は廃止されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

- (4) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (5) その他本助成金の趣旨に反すると認める行為を行ったとき。

#### **14. 関係書類の保存**

助成金の交付を受けた場合は、対象事業にかかる帳簿及び書類を、事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する協会の年度末（3月31日）まで保存してください。

#### **15. その他**

海外見本市出展助成交付要綱を必ずご確認ください。